21　21の欄は、次によること。

［(1)～(5)　略］

(6)　法第27条の12第２項第６号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

［ア～カ　略］

［(7)～(11)　略］

［22～24　略］

別表第五号の二　［略］

認定計画承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第１項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第２項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）

記

［１・２　略］

３　電波法第27条の13第４項第４号に規定する欠格事由（注４）

□有　　□無

［４～６　略］

［注１～３　略］

４　法第27条の13第４項第４号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［５～８　略］

別表第八号　［略］

特定基地局開設計画認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

収入印紙貼付欄
（注１）

21　［同左］

［(1)～(5)　同左］

(6)　法第27条の12第２項第５号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

［ア～カ　同左］

［(7)～(11)　同左］

［22～24　同左］

別表第五号の二　［同左］

認定計画承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第１項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第２項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）

記

［１・２　同左］

３　電波法第27条の13第５項に規定する欠格事由（注４）

□有　　□無

［４～６　同左］

［注１～３　同左］

４　法第27条の13第５項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［５～８　同左］

別表第八号　［同左］

特定基地局開設計画認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

収入印紙貼付欄
（注１）